

奥 教 総
令和 2 年 3 月 30 日

保護者の皆様へ

奥尻町教育委員会
教育長 石 島 孝 司

新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について（お知らせ）

全国的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症への対策のため、過去に例のない臨時休業措置を実施し、感染防止対策に努めているところであり、奥尻町においても町内全ての幼稚園、小・中学校及び高等学校で実施してまいりました。

先日、国の専門機関より『新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドライン』などの新たな指針が示されたことを受け、奥尻町においても子ども達の健康、安全を第一に考え、感染防止のため、徹底した対策を継続し、学校等の再開を目指すこととなりました。

つきましては、次の各号のとおり本町の方針についてお知らせいたします。

なお、今回のお知らせは、現状から判断する奥尻町としての方針であり、今後の情勢の変化（町内での罹患者の発生や新型コロナウイルスの急激な沈静化など）等により方針が変更となる場合がありますのでその際は改めてお知らせいたします。

また、今回のお知らせ以外のきめ細かな部分につきましては各学校等の指示に沿った対応をお願いいたします。

保護者の皆様には、引き続き多大なご負担をお掛けいたしますが、何よりも未来を支える子ども達のため、保護者の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 学校の再開について

- (1) 幼稚園、小・中学校 令和2年4月6日（月）から
- (2) 奥尻高等学校 令和2年4月8日（水）から

2. 感染予防のための基本事項について

- (1) 家庭と連携した検温による風邪症状の確認
- (2) 手洗いや咳エチケットの徹底
- (3) 免疫力を高める（十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事）取り組み
- (4) 集団感染リスクへの対応
 - ①十分な換気を行う。（教室などでの定期的な換気）
 - ②多くの人々が手の届く距離に集まらない。（一定の距離をできる限り保つ）
 - ③近距離での会話や大声での発生をできるだけ控える。

3. 入学（園）式について

感染予防対策などの配慮を行い執り行うことになりました。

また、感染予防のための基本事項の観点から、式辞や祝辞はできる限り割愛、入学（園）児童生徒（園児）以外の保護者や来賓の方は不参加となります。（詳細は各学校等の指示に従ってください。）

4. 罹患者が出た場合の措置について

児童生徒等（教職員を含む。）の感染が判明した場合、出席停止（治癒するまでの期間）となります。

児童生徒等が濃厚接触者となった場合も出席停止となりますが、出席停止の期間の基準は、濃厚接触をした日から起算して14日間となります。

詳細については個別の対応となりますので学校等と良くご相談ください。

また、学校等において児童生徒又は教職員の感染が判明した場合は、町や北海道の衛生機関と十分な協議のうえ休業の必要性について判断することとなりますが当該校は臨時休校となる予定です。（詳細はその都度、教育委員会又は学校からお知らせする予定です）

5. 学校施設の消毒について

町内の学校施設では、できる範囲で校舎等の消毒を実施しています。

しかしながら、対策には限界もあり常に万全な状態とは言えない場合もあるため、ある程度自分で予防対策を判断できる子ども達においては各自で予防対策をとるようお願いいたします。

6. スクールバスの利用について

登下校の際にスクールバスを利用される場合、感染予防対策（ある程度の換気や最低限の会話に留めるなど）を心がけるようお願いします。また、バス路線によっては一般の町民がご利用される場合もありますので、町民への配慮についてもお願いいたします。

7. 社会教育施設等の開放について

3月26日までの学校等における一斉休業の解除を受け、海洋研修センターについては3月27日より通常どおりの運営となりますが、ご利用される方については感染予防対策を励行されるようお願いいたします。

また、町民センターや体育館の学校開放（体育館を利用した運動）については、スポーツジムでの感染拡大事例や利用前後の消毒対策の困難さから当面は自粛することとなりました。（今後新たな方針が決定した際に改めて周知します。）

(学校教育係)
(社会教育係)